



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 年金払い過ぎ問題

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 『契約書』の税務上の位置付け

NEWS1. (年金払い過ぎ問題)

政府は28日、過去の物価下落時に減額しなかったため本来より2.5%高い年金額(特例水準)を本来の水準に引き下げる国民年金法改正案について、審議時間を確保できないとして今国会での成立を断念しました。

年金の「払い過ぎ」は9月分までの累計で約7兆5000億円に達し、減額が半年遅れることで過払い額はさらに5000億円上積みされるようです。

年金の金額は、前年の物価の増減に連動して決まりますが、00～02年度は物価が計1.7%下がったにもかかわらず、当時の与党は高齢者の反発を懸念して年金額を据え置いています。これが膨らみ、今は本来水準より2.5%高くなっています。

年金の払い過ぎは毎年度約1兆円に上っています。
12年度の基礎年金(満額)は、月6万5541円ですが、本来額は、6万3900円です。

放置すれば若者の年金不信を増幅させるとして、政府は税と社会保障の一体改革に併せて是正に乗り出しました。

同法案では12年度後半で0.9%、13、14両年度に各0.8%減額するとしています。
民主党は同法案を秋の臨時国会で成立させ、減額開始を13年度にずらす意向ですが、国会の動向次第でさらに遅れる可能性もあります。【毎日新聞8月29日配信一部抜粋】

年金問題は、常に政争の具とされてきましたが、またも問題の先延ばしのようです。

NEWS2. (書籍の紹介)

休日数日本一、報連相禁止、命令禁止、70歳定年、
全員参加の海外旅行…未来工業はへんな“きまり”ばかり。
だけど、だから、儲かるんだよ。(AMAZON書評より)

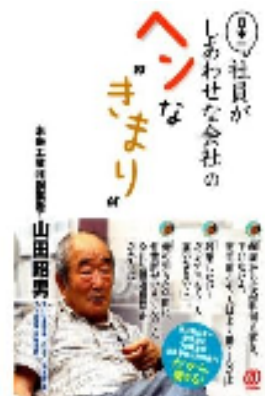
「ES」無くして「CS」無し

【ES “Employee Satisfaction”(従業員満足度)】従業員の会社に対する満足度を高めることは、企業の業績を向上させる事に繋がります。

企業業績を向上させるためには、CS(Customer Satisfaction:顧客満足度)が最も重要な要因であることは広く知られていますが、その「CS」に深く結びついているのが「ES」であるといわれています。

企業価値を高めるためには、社員の満足度が高くなければならないという認識のもと、ESを重要な経営指標の一つと位置づける企業が増えています。

少子高齢化が進む中、「WLB」ワークライフバランスを含む「ES」の向上は、企業の社会的責任の一つとして、重要な役割を果たすことになるでしょう。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社は親子会社間取引ということもあり、契約書を交わすことなく、費用負担に関する黙示の合意に基づき、子会社に対して支払をし損金計上をしてきました。そしてこの度、税務調査が入り、「契約書がない以上、当該契約が存在するとは認められない。」という理由で、損金処理を否認されました。契約書を作成していなかった当社にも非がありますが、契約書がないだけの理由で否認されるのでしょうか？

Answer

契約書があった方が実際の取引内容を立証するのに容易であることは言うまでもありません。しかしながら、契約書が存在しない場合であっても、これまでの取引に関する経緯や関連証拠を多数示すことにより、契約の存在やその内容を立証することは十分に可能と思われます。したがって「契約書が作成されていない」との理由だけで損金計上が否認されることはないと考えられます。

**【解説】**

実務上、相手方との力関係や取引のスピード感などの事情から、契約書を作成することが困難な場合が考えられます。

また、上記のような親子会社間の取引、特に親会社とその100%子会社との取引については、契約書の作成が省略されるケースが比較的多いといえます。

このような場合、契約書がないという理由のみで、貴社が損金処理の否認に応じる必要は必ずしもありません。それは、法律上『契約』は口約束であっても成立するからです。また、口約束すらなく、両社の認識が一致して暗黙の前提として取引を行っていた場合であっても、そこに意思の合致が認められるのであれば、法律上、『契約』は成立しているものと考えられるからです。

これに対して、契約書はかかる『契約』の存在を立証するための手段として存在するものです。したがって、『契約』と『契約書』は、目的とその立証手段の関係にあります。

よって、契約書が存在しない場合であっても、取引に関する経緯や関連証拠を示すことで『契約』の存在を立証することは可能ですから、『契約書』がないだけで、『契約』が存在しないものとして貴社の損金計上が否認されることはないと考えられます。

もちろん、税務調査等に備え、日頃から契約書等の客観的資料を適切に整備しておく必要があることは言うまでもありません。

また、実際の取引条件に即した内容の契約書を作成することが重要です。「契約書にはこう書いてありますが、実際の取引条件とは異なります。」といった説明は、立証の観点からは難しいからです。特に契約書に基づく推認を、自己の利益になるように覆すためにはかなりの立証を積み重ねる必要があります。

根拠条文等

国税速報(第6221号 35頁～38頁 引用、参照)

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850